

東濃障がい者総合支援センターとうぎ センター通信

vol.44 2020年/7月 発行
東濃障がい者総合支援センターとうぎ
陶技学園相談支援センター
東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト
居宅支援センターとうぎ



緊急事態宣言も解除され少しずつ日々の生活が戻ろうとしている中、「第二波」への懸念も拭い去れません。ソーシャルディスタンスを取りながら新たな局面に対応できるよう備えていきたいと思っております。センターへお越しの際は、マスクの着用・検温・手指消毒のご協力をお願いしております。また先日の大雨で被災された方々に謹んでお見舞い申し上げますと共に皆さまが健康に且つ安全に暮らせる日々が早く訪れることを願っております。

東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト

多治見市小泉町2-93ルミナス小泉102号室 TEL:0572-26-9721

今回は『就労パスポート』についてを掲載します

「就労パスポート」とは、障がいのある人の就職や職場の定着を促すために、働く上での自分の特長や希望するサポートなどを記載して、コミュニケーションを円滑にするための情報共有ツールです。※厚生労働省HP参照

1: 作成・活用のメリット

就労パスポートには、就職・職場定着にとって重要な項目が掲載されています。支援機関と一緒に作成し活用するなかで、次のメリットが期待できます。

- ・自分だけでは気づけなかった特徴を把握できる!
- ・それによって、自分の特徴をより理解することができる!
- ・支援者に自分の特徴を理解してもらい、自分に合った支援を受けやすくなる



4月から6月までのサテライトの実績

	4月	5月	6月
新規求職者数	0	1	1
相談・支援件数	274	202	286
職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数	3	0	0
就職件数	18	0	0
職場訪問による定着支援件数	41	30	57
発達障がい者支援コンシェルジュ活動件数	39	9	41
精神障がい者支援活動件数	49	37	87

JR小泉駅より北西に徒歩2分

- ・陶技学園相談支援センター
- ・東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト



2: 活用できる場面

(1) 就職活動段階

- ・他機関(就労パスポートの作成支援を受けた支援機関とは異なる支援機関)の利用登録時に、自分にとって必要な支援の内容を支援者と一緒に検討する
- ・職場実習前や採用面接時に、職場の担当者へ説明し、職務の設定などの参考にしてもらう
- ※就労パスポートは採用選考時の必須提出書類ではありません。

(2) 就職後

- ・就職時に、現場責任者や上司・同僚などへ説明し、体調把握、作業指示、コミュニケーションなどにおいて参考にしてもらう
- ・就職して一定期間経過後、就職初期に講じられた配慮の実施状況、就職後の状況変化に応じた見直しの必要性など、上司・同僚、支援機関と一緒に確認する

3: 作成・活用の流れ

(1) 就労パスポートをどのように活用したいかイメージを用意

- ・就労パスポートの作成と活用の主体は障害のある方です。
- ・そのため、まずは障害のある方ご本人が「就労パスポートをどのように活用したいか」について、自分なりのイメージを用意します(例:「事業主に提示して自分の特徴について理解してもらう」、「自己理解を深めるために作成したい」など)。

(2) 支援機関を活用しながら就労パスポートを作成

- ・自分の特徴を様々な角度から客観的に整理していくために、支援機関を活用しながら就労パスポートを作成していきます。
- ※この部分には一定の時間を要する場合があります。

(3) さらなる取組の実施、実施結果の振り返りを元に就労パスポートを更新

- ・就労パスポートは、一旦作成したら終わりではありません。就職活動や施設内訓練、職場実習、就職後の職場において体験したことをもとに、障害のある方ご本人が、あるいは他者の意見などをもとに新たに気づいたことがあれば、支援機関や職場の担当者と一緒に相談しながら、以前書き込んだ内容を更新していきます。

陶技学園相談支援センター

多治見市小泉町2-93ルミナス小泉105号室 TEL:0572-26-7551
福祉サービスの利用に関する相談だけでなく、様々なご相談に対応します。障害種別を問わず必要に応じて訪問相談も可能です。

居宅支援センターとうぎ

多治見市姫町2-2 TEL:0572-29-5421
居宅支援センターとうぎでは、地域で生活する障がいをお持ちの方が、より良い生活を送れるよう努めて参ります。お気軽にお問合せください。